2026 年 3 月 31 日
総務部　人事・総務グループ

シーヴイテック九州　次世代育成支援対策推進法　一般事業主行動計画

シーヴイテック九州では、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1.計画期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日～令和 12 年（2030 年）3 月 31 日

2.当社の現状

当社では、育児休業取得率向上や育児関連教育に取り組み、以下の成果を上げている。

（令和 7 年度）

・男性育児休業取得率：89%（育児目的休暇除く）

・女性育児休業取得率：100%

3.目標（数値目標）

目標 1：男性の育児休業等（育児休業＋育児目的休暇）取得率を 100%とする。

目標 2：女性の育児休業取得率 100%を維持する。

目標 3：25～39 歳のフルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の
各月平均 45 時間未満とする。

目標 4：年次有給休暇の取得推進を行い、1 人当たり平均年間 14 日以上の取得を推進・維持する。

4.取組内容及び実施時期

・令和 8 年度～　仕事と育児の両立のための会社制度の説明強化

- 出産が分かった社員に対し、上司が 2 週間以内に制度説明と取得意向確認を実施。

・令和 8 年度～　仕事と育児の両立支援制度の情報提供・意識啓発の実施（1 回／年）

・令和 8 年度～　時間外労働集計、健康管理時間の設定と管理、産業医面談の実施（継続実施）

尚、上記 4 つの目標に対して、計画期間中継続して取り組みます。

以上

CVTEC
シーヴイテック九州

2026 年 5 月 31 日
総務部人事・総務グループ

■各種関連データ

対象期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
データ集計時点：2026 年 3 月末時点

名　称	管理職に占める女性労働者の割合（%）	男性労働者の育児休業の取得割合（%）（注１）	男性労働者の育児休業と育児目的休暇の取得割合（%）（注２）	労働者の男女の賃金の差異（%）（注３）		
				全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
株式会社シーヴイテック九州	－	45.0	75.0	68.9	65.3	96.0

（注）

１.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年厚生労働省令第 25 号）第 71 条の 4 第 1 号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

２.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成 3 年労働省令第 25 号）第 71 条の 4 第 2 号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。配偶者が出産した年度と、育児休業及び育児目的休暇を取得した年度が異なる男性労働者がいる場合、100%を超えることがあります。

３.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）の規定に基づき算出したものであります。

CVTEC KYUSHU
シーヴイテック九州